

やぶやぶにゆうす

号外

編集・発行：株式会社大数保険コンサルタント／有限会社やぶライフプランニング 〒167-0032 東京都杉並区天沼 3-2-6 トヨタ駅前ビル2階 TEL 03-3392-6765 FAX 03-3392-6793

この度の新型コロナウイルスの影響により、皆様におかれましては、不自由な日常生活を余儀なくされておられることと拝察し、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く平常の暮らしに戻ることができるようお祈り申し上げます。

さて、皆様にご加入していただいている保険商品の補償に関しまして、このたびの新型コロナウイルスの影響のため、保険会社各社より特別措置が講じられることになりましたので、以下の通りご案内いたします。本件に関するお問い合わせは、弊社までお寄せ下さい。

生命保険に関する特別措置（2020年4月15日現在）

保険料の払込猶予	保険料のお払込みを猶予する期間を保険会社の指定期日まで延長します。
契約者貸付の利息免除	契約者貸付制度とは、一時的に資金がご入用の際に、解約返戻金の一定範囲内で借り入れ可能となる制度です。金額は、ご契約内容、ご契約年数等により異なります。今回の特別措置としては、その際の契約者貸付金の利率が0%となるものです。但し、指定期日以降は借入金に利息がつきます。
更新期限の延長	指定期日までに手続きが行えない場合、期日後のお申出を受け付けます。
民間宿泊施設での療養に対する給付	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示により「宿泊療養」または「自宅療養」を行う場合も、疾病を補償する種目における「入院」として取り扱うこととなります。
災害死亡保険金等の支払対象となる特定感染症の範囲拡大	新型コロナウイルス感染症について、一部保険会社が災害死亡特約（通常は災害死亡のみ）の対象とすることを公表しました。

損害保険に関する特別措置（2020年4月15日現在）

電話募集の要件拡大	書類のやり取りを省略し、お電話による確認で更新できるようになりました。商品・ご契約内容により条件が異なりますので、ご希望の方はご相談ください。
傷害保険の一部商品が給付対象	特定感染症を補償している保険商品であれば、今後、生命保険商品にならない、給付対象になる可能性もあります。

こんな時こそ防災のススメ～避難所で「3密」回避はムリ～

275人が犠牲となった熊本地震から4年が経過しました。新型コロナウイルスが感染拡大するなか、日本では常に地震や水害などの自然災害に見舞われる可能性があります。もし避難所が設置されるような災害が発生した場合、どのような準備が必要なのでしょう。避難所では、「3密」を避けるソーシャルディスタンスを取るといった感染防止対策は不可能です。

外出自粛要請が出ている期間を活用して、帰れる家づくり、家に帰れる防災を備える必要があります。①家具の固定やガラス飛散防止フィルムを貼る、②家財の片付けをして動線を確認、③家族で防災会議、④非常食や防災用品の見直し、⑤災害発生を想定したくらし等です。

出かけられない時間は、家の片付けを行う、食料品等の買い物を控え災害時の生活を経験してみる「在宅避難訓練」を行ってみることも良いかも知れません。